

ケアハウスハートピア茅南台 重要事項説明書

1 事業主体概要

事業者の名称 社会福祉法人ひかりの里
法人所在地 山梨県甲斐市宇津谷 1 1 0 3
代表者氏名 理事長 山田 美鈴
電話番号 0 5 5 1 - 2 0 - 3 6 0 0
設立年月日 平成 6 年 3 月 3 日

2 事業所の概要

施設の名称 ケアハウスハートピア茅南台
施設の所在地 山梨県甲斐市宇津谷 1 1 0 3
施設長名 山田 美鈴
電話番号 0 5 5 1 - 2 0 - 3 6 0 0
FAX番号 0 5 5 2 - 2 0 - 3 5 3 5
開設年月日 平成 7 年 3 月 1 1 日
交通の便 中央本線塩崎駅下車徒歩 1 5 分
損害賠償責任保険加入先 三井住友海上火災
利用定員 5 0 人

3 事業の目的と運営方針

目的 ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持出来るよう工夫された、いわゆる「ケア付き住宅」で、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは、給食や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を有する状態になっても介護保険制度の居住サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように配慮しています。

運営方針 ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居後の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるように、配慮していきます。

4 職員の配置基準と職務

職務の内容

施設長	総括	1 名	常勤
生活相談員	相談・助言・入居調整	1 名	常勤・兼務
介護職員	日常生活の支援・援助	2 名以上	常勤・兼務・非常勤
事務職員	庶務・会計業務	1 名以上	常勤
栄養士	献立作成・調理上の衛生管理	1 名	常勤
調理員	調理業務	2 名以上	常勤・非常勤

5 施設サービスの概要

(1) 食事

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態に応じた食事を提供いたします。原則として食堂での食事提供となります。

(食事時間)

朝食	午前	8時00分
昼食	午後	12時00分
夕食	午後	6時00分

(2) 入浴

入浴は隔日（偶数日）に以下の時間帯で利用することができます。

(入浴時間) 午後2時30分～午後5時30分

介助が必要になった場合は要介護認定を受けたうえ、外部のサービスのご利用についてご相談させていただきます。

(3) 身辺介助

居室の清掃、居室のごみの管理等は入居者でお願い致します。

介助が必要になった場合は要介護認定を受けたうえ、外部のサービスのご利用についてご相談させていただきます。

(4) 健康管理

定期的に健康診断を受けていただき、状況を把握します。

服薬管理は原則自己管理ですが、自己での管理が困難となった場合は、「与薬マニュアル」に基づき対応致します。

(5) 金銭管理

金銭・貴重品等の管理は各自で管理していただきます。但し、やむを得ない場合等には「預り金マニュアル」に基づき、対応致します。

(6) 相談及び援助

当施設は、利用者及びその家族から、利用者の生活についてあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(7) 社会生活上の便宜

当施設では、利用者からの要望等を考慮し、野外活動、季節行事の年間イベント、地域交流、買い物、レク活動等を実施し、教養娯楽、生きがい活動を支援致します。

6 利用料

利用料は、事務費、生活費、管理費から成ります。11月から3月までは、生活費に冬期加

算額が加算されます。事務費については、入居者本人の前年収入を基に別表「ケアハウスハートピア茅南台 入居者利用料徴収額」料金表により料金を決定します。入居時及び入居後は毎年、事務費徴収額の算定基礎となる収入証明資料（年金額通知書、源泉徴収票、確定申告書等）を提出して下さい。又、医療費、介護保険等の領収書は控除対象となる場合もありますので、併せて提出下さい。

- ①この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- ②軽費老人ホーム設備運営基準に伴い単価は変更します。
- ③夫婦で入居する場合については、夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。
- ④入居又は退去に伴って、1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算いたします。
- ⑤支払方法は自動引き落とし、振込、現金のいずれかとし、入居時にその方法を施設長と入居者で決定します。

7 苦情の受付について

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次のとおり対応します。

苦情解決責任者	山田 美鈴（施設長）
苦情受付窓口（担当者）	大島 雅彦（生活相談員）
第三者委員	今村 繁子 Tel 0551-28-3669
	斉藤美佐江 Tel 055-228-6888

（公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です）

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

山梨県社会福祉協議会運営適正化委員会
所在地 山梨県甲府市北新1-2-12
Tel 055-220-3030

8 当施設ご利用にあたって留意頂く事項

(1) 来訪・面会

- ・所定の面会簿に必要事項を記入してください。
- ・面会時間は原則午前8:30～午後21:00とします。
- ・利用者以外の外来者が宿泊される場合は、事前の届出が必要です。希望される場合は、ゲストルームの使用及び食事の提供を別途定める料金にて利用できます。

(2) 外出・外泊

- ・外出・外泊する場合は、事前に外出先及び帰着予定時間・予定日・食事の有無等を事務所に届けて下さい。
- ・正面玄関 開 6:00 閉 21:00です。なお、早朝・夜間の一人での外出はお控え下さい。

(3) 喫煙

- ・定められた場所でのみ喫煙できます。居室内での喫煙は防犯上認めておりません。

(4) 迷惑行為

- ・入居者は専用居室以外場で、一切の政治的活動及び宗教活動は行えません。
- ・他の利用者への迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為はしないで下さい。
- ・届出なく外泊・長時間の外出はしないで下さい。

(5) 動物飼育

- ・施設の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、魚等以外の動物の飼育をすることができます。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消します。

9 退居

退居を希望される方は、原則1カ月前までに届け出て下さい。又、入居契約第18条（契約の解除）により退居していただく場合もあります。退居時には、入居契約第15条（原状回復の義務）に従い、入居前の状態で居室を明け渡していただきます。その場合の修繕費用等（壁紙、清掃代等）は、入居時の保証金を充てさせていただきます。残金の返済は、修繕完了後となりますので、退去日から2ヶ月以内とご了承下さい。月途中の退去の場合、利用料は日割り計算となります。

10 個人情報の取り扱い

当施設は、その業務上知り得た入居者又はその家族の情報は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

11 緊急時の対応

入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、関係機関への連絡を行う等の必要な措置を速やかに行います。入退院時の対応は原則として保証人の方となります。

協力医療機関 ひかりの里クリニック 甲斐市宇津谷1111 Tel 0551-20-3900

12 高齢者虐待の防止

入居者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13 災害・非常時への対応

別途定める「消防計画」により、年3回日中及び夜間を想定した避難訓練に入居者の方も参加していただき行います。

14 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15 福祉サービス第三者評価の実施状況について

第三者評価の有無 無し

評価結果の開示状況 無し

16 その他 日常生活上の規律・心得、その他の事項等

別途定めるケアハウス入居のしおりに利用注意事項が書かれていますので、遵守していただき、他の入居者の人格を尊重し、規律ある生活を過ごして下さい。

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し、承諾いたしました。

令和 年 月 日

【利用者】

住所

氏 名 (印)

【保 証 人】

住所

氏 名 (印)

【説明者】

住 所 山梨県甲斐市宇津谷 1 1 0 3
社会福祉法人ひかりの里
ケアハウスハートピア茅南台

氏 名 (印)